

## 公益社団法人青森県看護協会役員報酬に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は公益社団法人青森県看護協会役員報酬に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規則において役員とは次に掲げる者をいう。

- (1) 会長
- (2) 専務理事
- (3) 常務理事

(報酬)

第3条 常勤の役員には報酬、通勤手当、賞与、退任手当を支給する。

2 報酬は月額とし、当該月額は別表のとおりとする。

3 通勤手当の支給に関しては、職員給与規程を準用する。

4 賞与は、原則として毎年二回（6月期5万円、12月期10万円）支給する。ただし、協会の会員数の減少、その他やむを得ない事由がある場合には、賞与の支給時期を延期、又は当該期の賞与を支給しないことがある。

5 退任手当は月額報酬×(在職月数÷12)÷2を支給する。ただし、在職月数に1ヶ月未満の端数があるときは1ヶ月とする。

(日割計算)

第4条 月の途中において異動（就任、退任等）を生じたときは、常勤役員報酬（特別手当を除く。）は、その事実の発生した日を基準として、その月の現日数から在任しない月の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

2 常勤役員が死亡した場合は、その月の末日まで報酬（特別手当）を支給する。

(報酬の支払い方法)

第5条 報酬の支払い方法については、職員給与規程を準用する。

(雑則)

第6条 この規則にない事項で必要なものについては、会長が別に定める。

(規程の改正)

第7条 この規則は、理事会の議決により改正することができる。

## 附 則

この規則は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この規則は平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

この規則は、平成 20 年 9 月 14 日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

この規則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

この規則は、平成 25 年 1 月 26 日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 別 表

### 役員報酬月額

	勤務	月額
会 長	常 勤	( 2 6 0 , 0 0 0 ) 円
専務理事	常 勤	( 2 5 0 , 0 0 0 ) 円
常務理事	常 勤	( 2 4 0 , 0 0 0 ) 円